

件名 山梨県「平成21年度 P R T Rデータの概要」について
 —— 化学物質の排出量・移動量の集計結果 ——

経緯

○ 平成12年3月30日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（略称：化管法）が施行され、P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）が導入されました。

○ P R T R制度とは、多種多様な化学物質がどのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、県を經由して国に届け出て、そのデータを国は集計し、公表する仕組みです。

○ この制度により、以下の効果が期待されています。

- ・ 事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進
- ・ 住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進
- ・ 行政による化学物質対策の優先度の判断材料
- ・ 事業者と住民と行政で化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有

〔概要〕

1 対象となる化学物質
 トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの第一種指定化学物質（354物質。このうち、発ガン性が認められる12物質を特定第一種指定化学物質と規定。）

2 対象事業者
 次の3つの要件を満たす事業者

- (1) 全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分業など国が指定する23業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
- (2) 常用雇用者数21人以上の事業者
- (3) 取扱量等、次のいずれかに該当すること
 - ア 対象となる化学物質のうち、いずれかの年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）である事業所を有する事業者
 - イ 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
 - ウ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者
 - エ その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者

3 その他

- (1) 国は、対象とならない小規模な事業所や、農業、建設業などの非対象業種からの排出量及び自動車や家庭からの排出量を推計します。
- (2) 国は、届出データと推計データを基に、物質ごとに業種別、地域別等に集計し公表します。（毎年2月ごろ）

(3) 山梨県では、国が公表したデータに基づき、山梨県内の集計結果を大気水質保全課のホームページ上で公表しています。(毎年7月ごろ)

(4) 平成21年10月1日から改正化管法政令が施行され、平成23年度の届出(平成22年度分の把握)から、対象物質である第一種指定化学物質が354物質から462物質に、特定第一種指定化学物質が12物質から15物質になります。また、対象業種に医療業が追加されます。

○ 山梨県内の平成21年度(平成22年度届出)集計結果について

1 届出のあった事業所数 : 348件 (全国:38,141件 県国:0.9%)

2 届出排出量・移動量 : 2,095トン(全国:352,354トン 県国:0.6%)
(内訳)

(1) 環境への排出量 : 1,398トン(全国:176,110トン 県国:0.8%)

・ 大気への排出 : 1,381トン

・ 公共用水域への排出 : 17トン

・ 事務所における土壌への排出 : 0トン

・ 事務所における埋立処分 : 0トン

(2) 事業所から出された移動量 : 697トン(全国:176,244トン 県国:0.4%)

・ 下水道への移動 : 0トン

・ 事業所外への廃棄物としての移動 : 697トン

3 国が行った届出外排出量の推計 : 2,368トン(全国:264,903トン 県国:0.9%)

(内訳)

(1) 移動体からの排出量の推計 : 1,040トン (構成比:43.9%)

(2) 家庭からの排出量の推計 : 483トン (同:20.4%)

(3) 非対象業種からの排出量の推計 : 457トン (同:19.3%)

(4) 対象業種からの届出外排出量の推計 : 387トン (同:16.3%)

※ 数値は四捨五入により端数処理しているため、合計と内訳の和が合わない場合があります。

* 個別事業所データの公表について

環境省及び経済産業省は、P R T R届出の個別事業所データをホームページで公表しています。

大気水質保全課 大気担当

TEL 055-223-1510 (直通)

6408 (内線)

FAX 055-223-1512

1 排出量・移動量の届出状況

平成22年度には、平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）に事業者が把握した排出量・移動量について、県内348の事業所から届出がありました。

業種別に見た届出状況は次のとおりです。

業種別に見た届出状況

(単位:事業所)

業 種	H22年度届出数	H21年度届出数
金属鉱業	1	1
製造業	110	115
食料品製造業	5	6
飲料・たばこ・飼料製造業	1	1
酒類製造業	1	1
繊維工業	1	1
衣服・その他の繊維製品製造業	1	2
木材・木製品製造業	1	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1
出版・印刷・同関連産業	6	5
化学工業	7	6
医薬品製造業	1	2
プラスチック製品製造業	10	11
ゴム製品製造業	1	1
窯業・土石製品製造業	2	3
非鉄金属製造業	4	7
金属製品製造業	12	13
一般機械器具製造業	11	11
電気機械器具製造業	23	22
電子応用装置製造業	3	4
電気計測器製造業	1	1
輸送用機械器具製造業	7	7
精密機械器具製造業	5	4
医療用機械器具・医療用品製造業	3	2
その他の製造業	3	4
ガス業	2	3
下水道業	17	16
石油卸売業	2	2
燃料小売業	182	202
洗濯業	0	1
自動車整備業	11	11
機械修理業	1	0
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	14	14
産業廃棄物処分業	5	5
高等教育機関	0	1
自然科学研究所	3	3
合 計	348	374

2 P R T Rデータの集計結果の概要

(1) 届出排出量・移動量の集計結果

ア 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総届出排出量・移動量 2,095 トンに対して総届出排出量 1,398 トン、総届出移動量 697 トンとなっています。

総届出排出量の内訳は、大気への排出 1,381 トン（構成比：98.8%）、公共用水域への排出 17 トン（同：1.2%）となっています。また、総届出移動量は、事業所外への廃棄物としての移動 697 トン（構成比：100%）となっています。

	H21年度(トン)		県/国(%)		H20年度(トン)		県/国(%)	
届出排出量・移動量	2,095		0.6		2,528		0.6	
届出排出量	1,398		0.8		1,632		0.8	
大気への排出	1,381		0.9		1,602		0.9	
公共用水域への排出	17		0.2		29		0.3	
事務所における土壌への排出	0		0.0		0		0.0	
事務所における埋立処分	0		0.0		0		0.0	
届出移動量	697		0.4		896		0.4	
下水道への移動	0		0.0		6		0.4	
事業所外への廃棄物としての移動	697		0.4		890		0.4	

※ 表中の表記について

* 表中の年度は排出・移動した年度となります（H21年度＝H22年度届出）。また以下の表で年度の記載のない項目は H21 年度の値です。

* 県/国（%）…当該項目における山梨県の全国に占める割合

* 数値は四捨五入により端数処理しているため、合計欄の値と内訳の和が合わない場合があります。

* H20 年度データについては、平成 23 年 2 月修正時点の国の公表データを使用しています。

（以下の表についても同様）

イ 届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位 5 物質の合計は 1,612 トンで、総届出排出量・移動量 2,095 トンの 76.9%に当たります。

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H20年度(トン)	県/国(%)
① トルエン	1,028	49.1	0.9	1,080	0.8
② ジクロロメタン(塩化メチレン)	263	12.6	1.2	388	1.5
③ クロム及び三価クロム化合物	182	8.7	1.8	292	2.3
④ キシレン	72	3.4	0.2	113	0.2
⑤ 銅水溶性塩(錯塩を除く。)	67	3.2	3.4	85	3.1

* 構成比（%）…当該項目の山梨県全体に占める割合（以下同様）

ウ 届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位 5 物質の合計は 1,300 トンで、総届出排出量 1,398 トンの 93.0%に当たります。

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H20年度(トン)	県/国(%)
① トルエン	969	69.3	1.4	994	1.2
② ジクロロメタン(塩化メチレン)	216	15.5	1.6	332	2.1
③ キシレン	48	3.4	0.1	74	0.2
④ トリクロロエチレン	35	2.5	1.1	43	1.2
⑤ クロロホルム	32	2.3	7.0	48	7.9

エ 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位 5 業種の合計は 1,617 トンで、総届出排出量・移動量 2,095 トンの 77.2%を占めます。

なお、製造業における届出排出量・移動量の合計は 2,049 トンで、総届出排出量・移動量の 97.8%に当たります。

業種	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H20年度(トン)	県/国(%)
① 輸送用機械器具製造業	421	20.1	1.6	430	1.3
② 一般機械器具製造業	393	18.8	3.8	577	4.1
③ 出版・印刷・同関連産業	333	15.9	2.2	360	2.1
④ 電気機械器具製造業	316	15.1	1.7	331	1.5
⑤ 医薬品製造業	154	7.4	1.2	131	1.1

オ 業種別の届出排出量

届出排出量の多い上位 5 業種の合計は 1,050 トンで、総届出排出量 1,398 トンの 75.1%に当たります。

業種	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H20年度(トン)	県/国(%)
① 輸送用機械器具製造業	374	26.8	1.8	380	1.4
② 出版・印刷・同関連産業	317	22.7	2.8	343	2.7
③ 一般機械器具製造業	142	10.2	1.8	189	1.7
④ 医薬品製造業	120	8.6	10.9	100	8.4
⑤ 医療用機械器具・医療用品製造業	97	6.9	17.7	85	16.2

(2) 届出外排出量の集計結果

環境省及び経済産業省が推計を行なった本県の届出外排出量の合計は 2,368 トンです。

届出外排出量の種類	届出外排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H20年度(トン)	県/国(%)
① 移動体からの排出量	1,040	43.9	1.2	1,146	1.2
② 家庭からの排出量	483	20.4	0.9	506	0.9
③ 非対象業種からの排出量	457	19.3	0.5	487	0.5
④ 対象業種からの届出外排出量 [※]	387	16.3	1.0	464	1.0

※ 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの

(3) 届出排出量と届出外排出量の合計

ア 届出排出量と届出外排出量の合計

排出量	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H20年度(トン)	県/国(%)
届出排出量	1,398	37.1	0.8	1,632	0.8
届出外排出量	2,368	62.9	0.9	2,603	0.9
合計	3,766		0.9	4,235	0.9

イ 届出排出量と届出外排出量の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位 5 物質の合計は 2,665 トンで、全体の 70.8%に当たります。

物質名	届出排出量(トン)	届出外排出量(トン)	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H20年度合計排出量(トン)	県/国(%)
① トルエン	969	587	1,556	41.3	1.3	1,650	1.2
② キシレン	48	396	444	11.8	0.6	531	0.6
③ ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	1	289	290	7.7	1.0	262	1.0
④ ジクロロメタン(塩化メチレン)	216	13	229	6.1	1.6	350	2.0
⑤ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	0	146	146	3.9	0.9	164	1.0

(4) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量と届出外排出量の集計結果

354 物質のうち、人に対して発がん性が認められるものは特定第一種指定化学物質(12 物質)に規定されており、これらの物質の届出排出量・移動量の合計は 53 トン、届出外排出量の合計は 122 トン、総計は 175 トンです。

また、上位 3 物質の合計は 154 トンで、特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量及び届出外排出量の 88.0%に当たります。

なお、ダイオキシン類の届出排出量・移動量及び届出外排出量の合計は 21.5g-TEQ です。

特定第一種化学物質	届出		届出外排出量(トン)	合計(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H20年度届出・届出外(トン)	県/国(%)
	排出量(トン)	移動量(トン)						
① ベンゼン	2	0	120	122	69.7	1.0	134	1.0
② ニッケル化合物	1	27	1	29	16.6	1.0	35	1.1
③ エチレンオキシド	2	0	1	3	1.7	0.6	4	0.8
ダイオキシン類	0.3 g-TEQ	20.8 g-TEQ	0.4 g-TEQ	21.5 g-TEQ	-	0.7	19.6 g-TEQ	0.6

※ 化学物質用途説明資料

物質名	主な用途
トルエン	洗浄剤、溶剤(塗料、インキ)、ガソリン成分、合成原料(可塑剤、合成繊維、染料、香料、有機顔料、火薬)
ジクロロメタン (別名:塩化メチレン)	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤、その他(冷媒、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤)
クロム及び三価クロム化合物	鑄造用砂型材原料、ステンレス鋼、顔料
キシレン	ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬、石油精製)合成原料(合成繊維、樹脂、染料、有機顔料、可塑剤、医薬品)
銅水溶性塩(錯塩を除く)	めっき液
トリクロロエチレン	洗浄剤、溶剤(染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料)、合成原料(フロンガス)、農薬(殺虫剤)
クロロホルム	合成原料(フッ素系冷媒、フッ素樹脂)、溶剤(ゴム・メチルセルロース用)、医薬品(麻醉剤)
ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	乳化剤、可溶化剤、分散剤(農薬、切削油、インキ、化粧品、医薬品)
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	洗浄剤、ワックス原料、離型剤、潤滑油
ベンゼン (特定第一種指定化学物質)	合成原料(染料、合成ゴム、合成樹脂、合成洗剤、医薬品、農薬等)、溶剤、ガソリン成分
ニッケル化合物 (特定第一種指定化学物質)	顔料、メッキ
エチレンオキシド (特定第一種指定化学物質)	合成原料(エチレングリコール、エタノールアミン、1,4-ジオキサン、界面活性剤)、殺菌剤
ダイオキシン類 (特定第一種指定化学物質)	廃棄物焼却炉等からの非意図的生成物